

学校法人新栄学園

個人情報保護規程

（目的）

第1条 本規程は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、学校法人新栄学園認定こども園金沢白百合幼稚園（以下、「本園」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守することを目的とする。

（利用目的の特定）

- 第2条 本園が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。
- 2 本園が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の利用目的が相当の関連性を有する合理的な範囲内になければならない。ただし、当該個人情報プライバシー情報（私生活上の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報をいう。以下同じ。）を含む場合、利用目的を変更するには原則として保護者の同意を必要とするものとする。
- 3 前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、保護者に通知又は公表しなければならない。

（利用目的外の利用の制限）

- 第3条 本園は、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。
- 2 前条又は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲において、個人情報を取り扱うことができるものとする。
- (1) 法令に基づくとき
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（取得に関する規律）

第4条 本園が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、適法かつ適正な方法で行うものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、利用目的を具体的に特定して明示することなく、個人情報を取得できるものとする。

2 本園が個人情報を取得したときには、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を保護者に通知又は公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保護者に通知または公表しなくてもよいものとする。

- (1) 利用目的を保護者に通知又は公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (2) 利用目的を保護者に通知又は公表することによって、本園の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を保護者に通知又は公表することによって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

(個人データの適正管理)

第5条 本園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

- 2 本園は、取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本園は、個人データを取り扱わせる本園の職員に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。

＊ここでいう個人データとは、コンピューターおよびスマートフォン等、電子機器で管理する個人情報のことをいう。

(個人データの第三者提供の制限)

第6条 本園は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づくとき
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。
- (1) 本園が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。

- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、保護者に通知し、又は保護者が容易に知り得る状態に置いている場合。なお、利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ、保護者に通知し、又は保護者が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表)

第7条 本園は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、保護者の知り得る状態（保護者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 本園の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第4条第2項第1号ないし第3号に該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項及び第9条第1項の規定による求めに応じる手続
- (4) 本園が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

(保有個人データの開示)

第8条 1 本園は、保護者から、当該児童が識別される保有個人データの開示（当該児童が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、身分証明書等によって保護者であることを確認した上で、保護者に対して保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項に定める開示の方法は、書面の交付による方法とする。ただし、あらかじめ、保護者との間で口頭での回答による開示を合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第9条 本園は、保護者から、書面又は口頭によって、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて当該保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の措置を採るものとする。

2 本園は、前項に基づいた措置を採ったとき、又は措置を採らない旨の決定をしたときは、保護者に対して遅滞なくその旨（訂正又は追加した場合には、その内容を含む。）に理由を付して通知するものとする。

（個人情報保護管理者及び苦情対応）

第 10 条 本園は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者を定め、本園における個人情報の管理に必要な措置を行うものとする。

2 前項に定める個人情報保護管理者は、副園長とする。

3 本園は、個人情報の取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を定め、本園における個人情報に関する苦情に対応するものとする。

5 前項に定める苦情解決責任者は、園長とする。

（職員等の責務）

第 11 条 本園の職員等（ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。）又は職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 本規程は、個人情報保護を目的とした規程であって、本園の職員等（ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。）又は職員等であった者は、プライバシー保護に関しても厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

（その他）

第 12 条 具体的な個人情報保護についての取扱いについては、別途作成済みの「守秘義務マニュアル」に基づくものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 31 年 4 月 1 日より施行する。

（幼保連携型認定こども園に移行したため）